

総社市部活動改革 推進計画

令和8年4月



[はじめに]

公立中学校等の部活動は、スポーツや文化芸術に関心のある生徒が自主的・自発的に参加し、顧問の指導のもと学校教育の一環として実践され、教師の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術の振興に寄与してきた。

部活動は体力や技能の向上にとどまらず、異年齢間の交流を通じた人間関係の形成、学習意欲の向上、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養といった教育的意義を有しており、生徒にとって自主的で多様な学びの場として重要な役割を果たしている。

一方、少子化の進行により、学校単位での部活動数や部員数の維持が難しくなっており、部活動の存続が厳しい学校もある。また、専門性の有無や教師本人の意思に関わらず、教師が顧問として長時間勤務する従来の指導体制を維持することは、学校の働き方改革の進展と相容れず、一層困難になると考えられる。

こうした状況を受け、国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、部活動が維持困難になる前に学校と地域が連携・協働して新たな地域クラブ活動を整備すること、地域クラブ整備は休日の体制から着実に進めること、平日の体制は可能な範囲で段階的に拡充することなどが示された。

本市では、生徒のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動機会を確保するため、令和5年度から、国のガイドラインに沿って、学校管理下の部活動の代替となる地域クラブの整備を進め、学校部活動の教育的意義を継承・発展させる持続可能な組織づくりを目指し、自治体主導で学校部活動の地域展開及び地域連携の推進に取り組んできた。

国は、部活動改革の更なる推進のため、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として、原則すべての休日の学校部活動の地域展開を目指し、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「新たなガイドライン」という。）を令和7年12月に策定した。

これを受け、本市はこの新たなガイドラインに沿った地域展開を推進するため、令和5年8月に策定した「総社市部活動地域移行推進計画」を継承・発展させた、令和8年度から令和13年度までを計画期間とする「総社市部活動改革推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、本計画に基づき、将来にわたりこどもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動を楽しめる環境を整備する。

令和8年4月 総社市

[目次]

01	学校部活動の意義・位置づけ・課題	1
	(1) 学校部活動の意義	
	(2) 学校部活動の位置づけ	
	(3) 学校部活動に係る課題	
02	学校部活動の課題に対する国・県の動向等	2
03	総社市における学校部活動の状況	3
	(1) 設置状況	
	(2) 部員数及び活動状況	
	(3) 合同部活動と拠点校部活動参加制度	
04	総社市における学校部活動の地域展開等推進の必要性	4
	(1) 少子化の進展による影響	
	(2) 選択肢の格差とニーズの多様化	
	(3) 令和7年度までの主な取組	
05	総社市における学校部活動の地域展開等の推進	6
	(1) 令和8年度以降の部活動改革の理念	
	(2) 令和8年度以降の部活動改革の基本的方針	
06	持続可能な地域クラブ活動への展開	8
	(1) 地域クラブ活動の推進（地域展開）	
	(2) 地域展開後のイメージ	
	(3) 地域連携とのちがい	
07	総社市における学校部活動の地域展開等の課題と対策	10
	(1) 自治体運営型の認定地域クラブ活動の実施	
	(2) 指導者等の人材の確保・育成	
	(3) 活動場所、移動手段の確保	
	(4) 費用負担のあり方検討	
	(5) 生徒・保護者・学校・地域の意識改革	
	(6) 持続可能な地域クラブ運営体制の構築	
08	総社市部活動地域展開等のスケジュール	12
	令和8年度～令和9年度 フェーズ1 準備・試行フェーズ	13
	令和10年度～令和11年度 フェーズ2 拡大フェーズ	14
	令和12年度～令和13年度 フェーズ3 完全地域展開フェーズ	15
	参考資料	16

01 学校部活動の意義・位置づけ・課題

(1) 学校部活動の意義

- ・ 学校部活動は、生徒が自主的に参加し、教師の指導のもとで行われる重要な活動で、教育の一環をなしている。
- ・ その効能は、体力や技能の向上だけでなく、生徒間や教師との良好な人間関係を築くことにも寄与している。
- ・ 生徒や保護者、地域の学校への信頼感を高め、一体感や愛校心の育成を促進する役割も果たしている。

(2) 学校部活動の位置づけ

- ・ 中学校学習指導要領（平成29年3月）では、学校部活動が生徒の自主的参加を促進し、学習意欲や責任感、連帯感を育む重要な要素であると示されている。
- ・ 学校部活動は教育課程外の活動であるが、学校はその設置・運営に際し、生徒にとって望ましい環境を提供する必要がある。
- ・ 中央教育審議会の答申（平成31年1月）では、部活動の実施は法的義務ではなく学校の裁量によるものであると示されている。

(3) 学校部活動に係る課題

- ・ 少子化により学校部活動の運営が厳しくなり、存続が危ぶまれる学校がある。
- ・ 教師の顧問指導が難しくなり、生徒のスポーツや文化芸術活動の充実を求める声に答えられない場合がある。
- ・ 学校と地域が連携し、学校部活動の改革を着実に進め、生徒や保護者の不安や負担を軽減する持続可能な環境整備が必要である。

中学校学習指導要領 平成29年告示（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

- 1 ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々との協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。



02 学校部活動の課題に対する国・県の動向等

- 平成30年、スポーツ庁と文化庁がそれぞれ「運動部活動・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定。学校と地域が協働・融合する形での地域ベースの環境整備を進める方針を示した。
- 令和2年9月、文部科学省・スポーツ庁・文化庁が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を提示。休日の部活動を地域へ段階移行する方針と休日の部活動指導を望まない教師は従事しないことを求めた。
- 令和4年6月・8月、運動部活動・文化部活動それぞれの地域移行に関する検討会議が設置され、両検討会からの提言をスポーツ庁・文化庁へ提出。これが部活動改革の大きな転換点となる。
- 令和4年12月、運動部活動・文化部活動の地域移行を推進する「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（国のガイドライン）をスポーツ庁・文化庁合同で策定した。
- 令和5年3月、岡山県が「学校部活動の在り方に関する方針」を策定し、公立中学校等の休日の地域連携・地域クラブ活動への移行を目指す方針を示した。
- 令和6年3月、岡山県が「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」を策定した。
- 令和7年5月、国の有識者会議「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」は、「地域移行」を「地域展開」に名称変更、次期改革期間（令和8～13年度）で原則休日の地域展開の実現を目指すとともに、費用負担のあり方（受益者と公的負担のバランス）、教育的意義の継承と経済格差による体験格差の解消を含む支援を検討するなどの提言を最終とりまとめとして発表した。
- 令和7年12月、文部科学省は、地域クラブ活動の認定制度の位置付けなどを含む「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（新たなガイドライン）を策定した。

平成30年3月 平成30年12月	スポーツ庁 文化庁	「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
令和4年6月 令和4年8月	スポーツ庁 文化庁	「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 令和7年度末を目途に、まずは休日の（運動・文化）部活動から段階的に地域移行していく。
令和4年12月	スポーツ庁 文化庁	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 ◇地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。 ◇推進計画の策定等により・・・分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。
令和5年3月 令和6年3月	岡山県	「学校部活動の在り方に関する方針」 「新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」
令和7年5月	スポーツ庁 文化庁	「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
令和7年12月	文部 科学省	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

総社市における学校部活動の状況

(令和7年5月に本市が実施した「部活動実施状況に関する調査」による総社市の学校部活動の現状である。なお、特に記載のない場合、数値は令和7年5月時点のものとなる。)

(1) 設置状況

令和7年5月1日時点で、総社市立中学校及び義務教育学校（以下「中学校等」という。）計4校（在籍生徒計1,985名）には、部活動は計57部設置されている。内訳は、運動部が43部、文化部が14部設置されている。このうち休日に活動している部活動は計49部で、内訳は、運動部全部と文化部6部である。

(2) 部員数及び活動状況

部員数は57部で1,603名。指導に携わる顧問の教師数は114名である。

本市の「学校部活動、地域クラブ活動の在り方に関する方針」では、平日に1日以上、土曜日・日曜日のいずれかを休養日とすることとしており、活動日数は、休日を含め最大で週5日学校の最終下校時刻まで活動していたり、平日に2、3日の活動となっている場合もあり、学校部活動によって異なる。休日の活動状況は、運動部ではすべての学校部活動で活動を行っている。一方で文化部は、吹奏楽部、合唱・コーラス部を除き、休日の活動を行っていないか、時期を限定して行っている。

令和8年1月31日現在、本市独自の人材バンク制度の地域部活動指導者名簿登録者から、部活動指導員13名、地域部活動指導者57名、計70名を外部指導者としてマッチングができた4校の26部（45.6%）及び5つの地域クラブに配置している。

(3) 合同部活動と拠点校部活動参加制度

令和5年5月から、活動の充実と教師の負担軽減を目的に総社中学校と昭和中学校（現昭和五つ星学園義務教育学校）による合同部活動（運動部5種目、文化部2種目）を開始している。休日の活動における移動方法の実証事業として、貸切バスの運行をしている。

また、令和6年度から、生徒が入部を希望する部活動が在籍する学校にない場合、市内の他の中学校等に設置されている部活動に参加できるよう「拠点校部活動参加制度」を導入している。

【拠点校部活動の実施状況】

拠点校部活動参加校 (在籍校)	部活動	拠点校部活動指定校	実施年度
総社東中学校 総社中学校 昭和五つ星学園義務教育学校	ハンドボール部 (男子・女子)	総社西中学校	令和6年度から
総社中学校 昭和五つ星学園義務教育学校	剣道部 (男子・女子)	総社西中学校	令和7年度から
昭和五つ星学園義務教育学校	野球部 (男子・女子) 卓球部 (男子・女子)	総社中学校	令和7年度から (※卓球部は令和7年9月から)
昭和五つ星学園義務教育学校	バレーボール部 (男子・女子)	総社西中学校	令和8年度から (※令和8年9月から)

(1) 少子化の進展による影響

総社市立中学校等では、生徒数の地理的な偏りにより大規模校の総社東中・総社西中と小規模校の総社中・昭和五つ星学園義務教育学校の二極化が進むと予想される。これにより、総社東中・総社西中は学校単位で部員を確保できる見込みがある一方、総社中と昭和五つ星学園義務教育学校は、団体（チーム）種目だけでなく個人種目での活動維持も難しくなり、大会出場のために合同チームを結成するなど、学校単位での部活動継続が困難になると見込まれる。

【総社市内中学校等の生徒数の推移】

(総社市教育委員会 令和7年度推計)

学校名\年度	令和8年度	令和11年度	令和14年度
総社東中学校	899人	952人	941人
総社西中学校	785人	830人	775人
総社中学校	229人	160人	145人
昭和五つ星学園義務教育学校	76人	50人	45人
計	1,989人	1,992人	1,906人

(2) 選択肢の格差とニーズの多様化

本市では、学校ごとに部活動数や種目が異なるため、入学する学校によってスポーツ・文化芸術活動の選択肢に格差が生じている。

今後、少子化の進展により、特に小規模校で部活動体制の適正化が進み、生徒の選択肢がさらに減少することが予想される。また、近年のニーズの多様化により、こどもたちの「やりたい」活動にたえきれない状況が生まれてくる。

【総社市内中学校等の部活動設置状況】

学校名\種目	陸上競技	野球	バレーボール	バスケットボール	バドミントン	ソフトテニス	卓球	剣道	サッカー	ハンドボール	吹奏楽	合唱・コーラス	美術	科学	和道	ボランティア
総社東中学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
総社西中学校	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	◎	○	○	○	○	○	
総社中学校		◎	○	○		○	◎	○		○	○		○			
昭和五つ星学園義務教育学校		○	○	○		○	○	○		○	○		○			

【注】 ○…設置、◎…拠点校部活動指定校、○…拠点校部活動参加校

※昭和五つ星学園義務教育学校バレーボール部の総社西中学校による拠点校受け入れは、令和8年9月から実施

(3) 令和7年度までの主な取組

令和4年度 9月 11月	<p>【地域移行の基盤づくりと意識啓発の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域部活動準備委員会」を設置。 ・地域の指導者を確保するために、地域部活動指導者の公募を開始。 ・生徒の視点を取り入れる機会として、「そうじゃ子ども議会」を開催。
令和5年度 4月 5月 7月 8月 9月 10月	<p>【具体的な推進体制の整備と合同部活動・地域クラブ化の実証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内に専門部署として、部活動地域移行推進室を設置。 ・活動の充実と教師の負担軽減を目的に総社中と昭和中(現昭和五つ星学園義務教育学校)による合同部活動(運動部5種目、文化部2種目)を開始。 ・一般社団法人アスリートキャリアセンターと連携協定を締結。外部連携を強化して、地域部活動指導者育成研修会を実施。 ・第1回総社市部活動地域移行推進協議会を開催し、「総社市部活動地域移行推進計画」を策定。 ・「総社市学校部活動、地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定。 ・休日活動の地域移行モデルケースとして、総社中・昭和中のバスケットボール部を「SOWAバスケットボールクラブ」として地域クラブ化。
令和6年度 4月 5月 6月 7月 8月	<p>【地域移行の多様な形態への展開と指導者の確保・質向上に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな形態として、総社西中ハンドボール部で「拠点校部活動」をスタート。 ・指導者の確保を支援するため、総社市スポーツ指導者資格取得助成金交付要領を策定。 ・文化部の指導者の質向上のため、ジャパンバンドクリニックへ吹奏楽指導者を派遣。 ・地域クラブ「SOWAバスケットボールクラブ」が中体連主催大会に出場。地域クラブの活動の場が広がる。 ・岡山県に対し部活動地域連携・移行事業に関する要望書を提出。 ・国に対し部活動地域連携・移行事業に関する要望書を提出。
令和7年度 4月 5月 9月	<p>【拠点校部活動の拡充と地域クラブ化の推進(運動部の拡充と文化部への展開)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校部活動の種目を拡充。 ・「総社市学校部活動、地域クラブ活動の在り方に関する方針」の改定により朝練習を原則廃止。 ・総社西中ハンドボール部の休日の活動を「そうじゃハンドボールアカデミー」として地域クラブ化。 ・総社東中、総社西中両校の合唱・コーラス部を「そうじゃ合唱アカデミー」として地域クラブ化。地域展開を文化部にも拡大。 ・総社東中、総社西中両校の剣道部の休日の活動のうち月に1回の活動を「そうじゃ剣道クラブ」として地域クラブ化。 ・市内4中学校等の吹奏楽部の休日の活動のうち4回の活動を「そうじゃ吹奏楽アカデミー」として地域クラブ化。

(1) 令和8年度以降の部活動改革の理念

本市の学校部活動の現状とこれまでの取組を踏まえ、本市における地域展開等の推進は、学校部活動の教育的意義の継承・発展を重視し、こどもたちのニーズに応えながら、こどもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保できるよう、「そうじゃ教育大綱」に基づき、地域展開等を通して、「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」の育成を目指す。このため、次の3項目を「部活動改革の理念」とする。

教育大綱

礼儀正しい子供
心優しい子供
総社を愛す子供

【部活動改革の理念】

- ① 礼儀正しく未来を切り拓くこども
- ② 心優しく仲間を大切にすることも
- ③ 郷土愛と感謝の心をもつこども

① 礼儀正しく未来を切り拓くこども

【自律】

礼儀正しく、自らの力で挑戦し未来を切り拓くこどもの育成

② 心優しく仲間を大切にすることも

【共生】

多様な価値観を認め尊重しあう、優しい心をもったこどもの育成

③ 郷土愛と感謝の心をもつこども

【総社愛】

活動ができる環境に感謝の気持ちを持ち、総社への愛着と誇りをもったこどもの育成

(2) 令和8年度以降の部活動改革の基本的方針

前述の「部活動改革の理念」に基づき、持続可能な活動機会を提供するための環境整備や指導者の確保、教育的意義の継承・発展させた活動の充実、運営費用の確保などを目的として、学校と地域が連携し部活動改革（地域展開）を進めるための基盤となる「基本的方針」を、次の4項目に設定する。

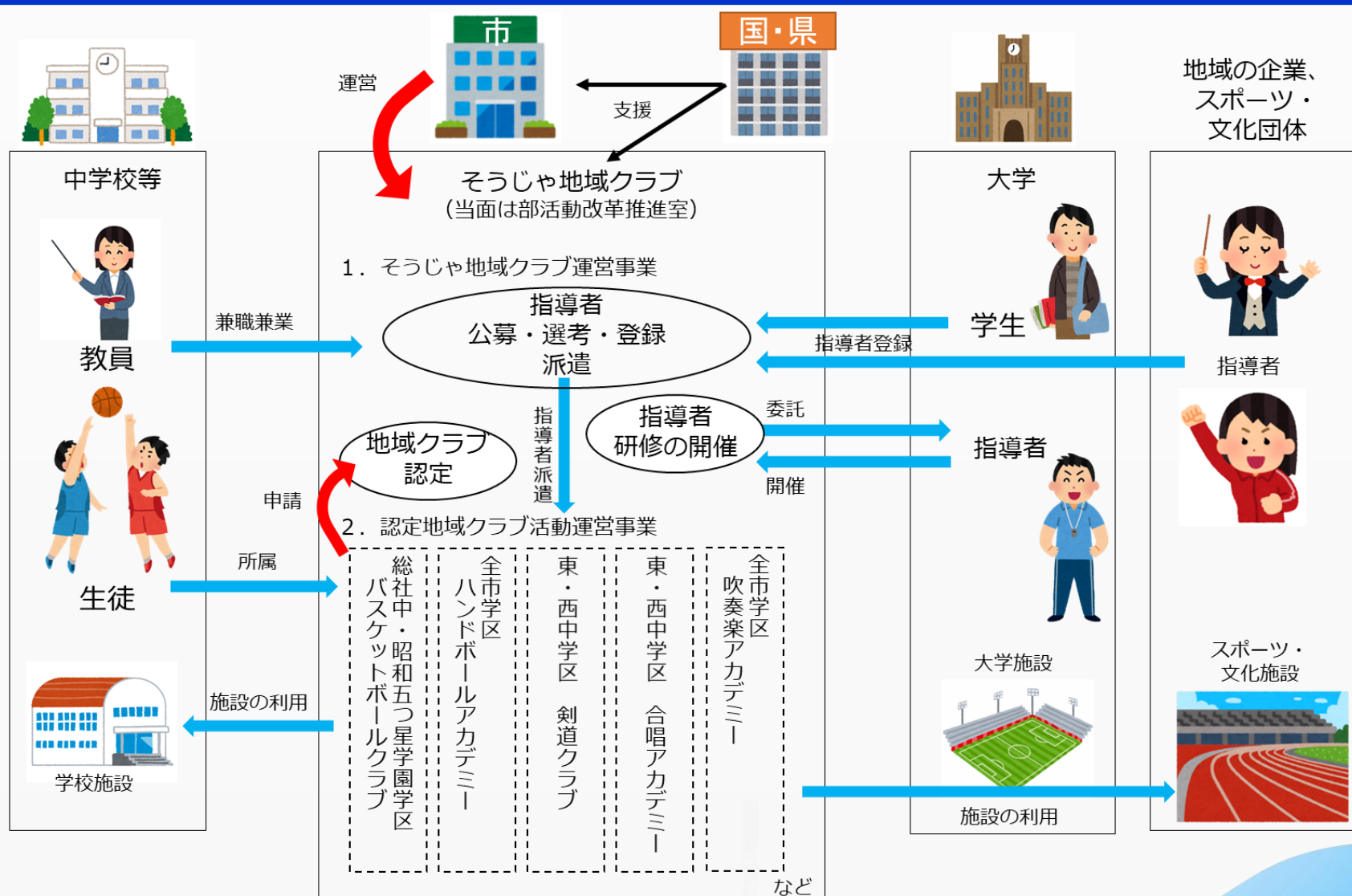
【基本的方針】

- (1) こどもが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を整備する。
- (2) 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る。
- (3) 学校部活動の教育的意義を継承・発展させた認定地域クラブ活動の充実を図る。
- (4) 持続可能な運営費用を確保し、すべての指導者に対する適切な処遇を確保する。

これまで述べてきたように、将来にわたりこどもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる機会を確保するには、学校と地域が連携して地域クラブ活動へ地域展開を進めることが不可欠である。その運営は、国の新たなガイドラインに沿い、これまでの学校部活動の教育的意義を継承・発展させることを重視し、当面は市が直接運営を担い、認定地域クラブ活動として安心・安全で円滑な展開を推進し、令和13年度末までに、原則すべての休日の学校部活動の地域展開を目指す。

将来的には、地域展開を通じて新しい価値観に基づく「地域循環社会」を実現し、まちづくり、地域活性化モデルを構築することを目標とする。

地域展開の推進に向けた関係機関との連携体制



06 持続可能な地域クラブ活動への展開

(1) 地域クラブ活動の推進（地域展開）

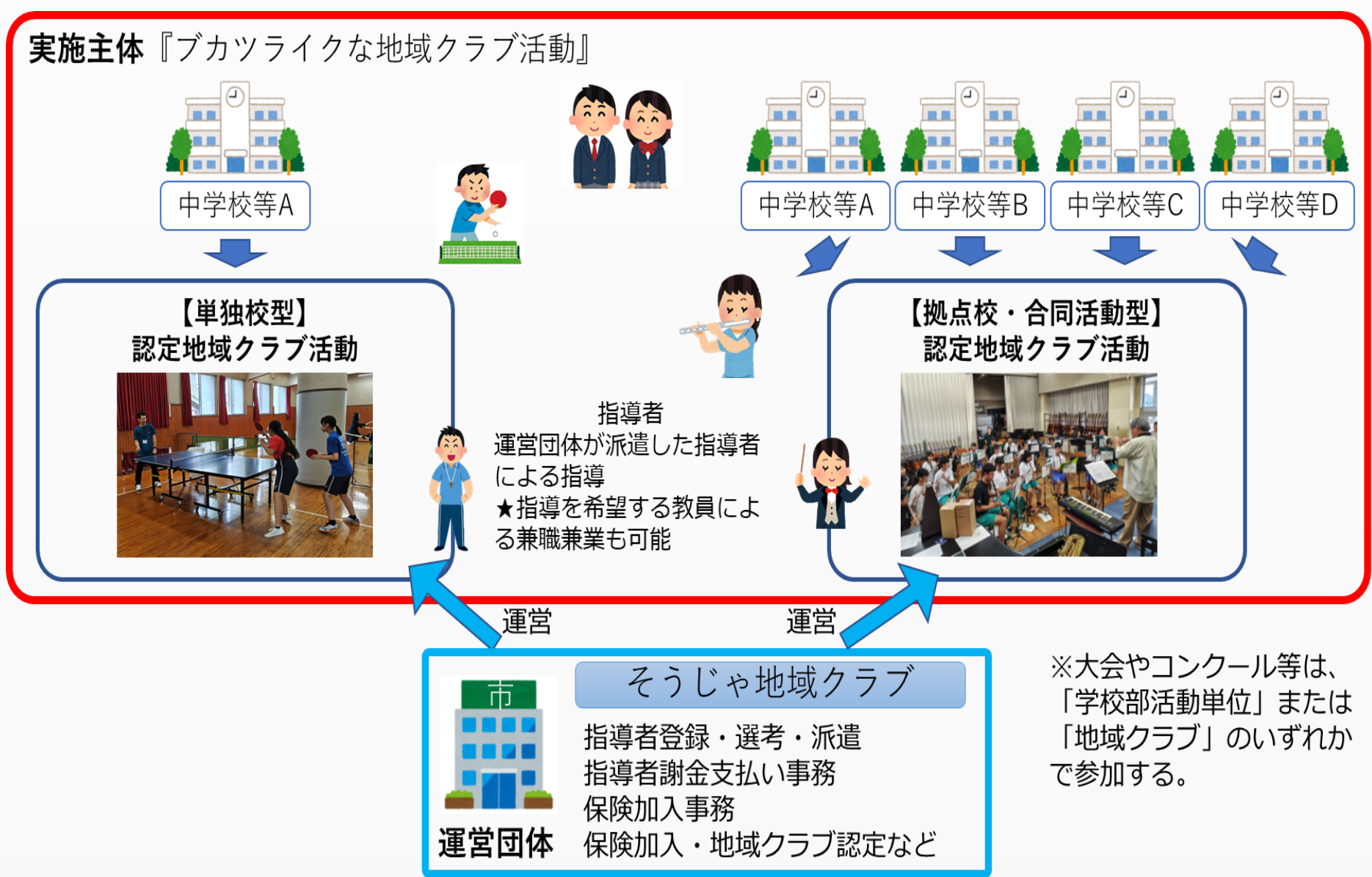
国が推進する学校部活動の地域展開は、本市の部活動改革における中核的な取組として位置づけられる。地域展開の推進により、生徒にとっては活動機会の確保や、より専門性の高い指導を受ける可能性が広がり、スポーツ・文化芸術活動を通じたより良い成長機会の確保につながる。また、指導を希望しない教師は部活動に携わる必要がなくなり、教師の働き方改革にも寄与する。

一方で、平日の部活動と休日の地域クラブ活動が併存する中でも、大会参加の規定を踏まえ、学校部活動として大会参加を目指す場合もあることなどから、同一学校の生徒と活動を継続したいというニーズが生じる可能性がある。また、適切な処遇のもと、引き続きスポーツや文化芸術活動の指導を行いたい教師も一定数いることが想定される。

本市では、これまで培ってきた地域連携の仕組みを活かし、「ブカツライクな地域クラブ活動」への地域展開スタイルを確立し、教師が勤務時間外でスポーツ・文化芸術活動の指導に継続して携わるために必要な、兼職兼業制度を適切に運用する。

【ブカツライクな地域クラブ活動】

現在の学校部活動と可能な限り同じ活動時間、同じ活動場所、同じ仲間で行う地域クラブ活動を指す、総社市独自の地域展開スタイルのこと。



(2) 地域展開後のイメージ

学校単位で見た際の休日活動の地域展開後の活動イメージは以下のとおりである。

休日の活動は、そうじゃ地域クラブ（運営団体）が責任主体となり、学校の意向を丁寧に踏まえながら、国の新たなガイドラインに則った認定地域クラブ活動化を推進する。

単独校型で認定地域クラブ活動を開始した場合でも、参加人数によっては、近隣校で実施する認定地域クラブ活動との合同活動を進めるなど、持続可能な活動の最善策を検討する。



	平日	休日
部活動A	【地域連携】 教師（顧問）、地域部活動指導者による指導	【認定地域クラブ】 地域部活動指導者名簿に登録した教師、地域指導者による指導
部活動B	【地域連携】 部活動指導員による指導	【認定地域クラブ】 地域部活動指導者名簿に登録した部活動指導員による指導
部活動C	教師（顧問による指導）	【認定地域クラブ】 地域部活動指導者名簿に登録した地域指導者による指導
部活動D	拠点校部活動のため他校の教師による指導	【認定地域クラブ】 地域部活動指導者名簿に登録した他校の教師、地域指導者による指導
部活動E	教師（顧問による指導）	休日は活動せず

(3) 地域連携とのちがい

本市がこれまで推進してきた地域連携の一つが、部活動指導員や市が公募で募った指導者を学校部活動へ配置する取組である。配置先の学校ではその役割に応じた活動が行われてきた一方で、一定の予算内で任用・配置を行うため、活動範囲や時間的制約が大きく、雇用形態が不安定であることから、人材確保が難しいという課題などが生じている。

地域展開においては、運営団体・学校・地域クラブの相互のニーズを共有し、協働して人材配置と運営を最適化することで、持続可能で効果的な取組が可能となる。

区分	地域連携	地域展開
指導者	<ul style="list-style-type: none"> 部活動指導員 教師に代わり部活動の顧問を務めたり指導を行う。（会計年度任用職員） 地域部活動指導者 顧問の補助者等として、共に生徒の技術的な指導を行う。（会計年度任用職員、有償ボランティア等） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域クラブ活動指導者(実施主体) 運営団体に雇用等された指導者が指導を行う。
責任主体	学校	運営団体(そうじゃ地域クラブ:市)

07 総社市における学校部活動の地域展開等の課題と対策

(1)自治体運営型の認定地域クラブ活動の実施

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> 学校管理下の部活動を地域クラブへ移行する際、学校と地域が十分に連携・協働できていない場合は、こどもが将来にわたりスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保が難しくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が自ら運営団体となることで、国の要件を満たしつつ教育的意義を継承・発展させた体制を整える。 地域クラブ活動へ移行する際には、学校と地域の適切な連携を確保し、こどもが主体的に参加できる総社市流の「ブカツライクな地域クラブ活動」の環境を整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 平日部活動の地域展開においては、部活動に放課後の居場所としての役割がある一方で、活動場所の確保等の実務的課題が残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平日活動と地域展開に関する課題（場所・設備・運用体制など）を整理・解決しつつ、改革を可能な範囲で柔軟に実施していく。

(2)指導者等の人材の確保・育成

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> 学校部活動の地域展開では、教師の代替として地域の人材が指導者となることが想定されるため、こどもの権利を守りつつ適正な指導ができる人材の確保と質の担保が急務となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市が運用している「地域部活動指導者名簿登録制度」を企業等にも広く周知し、登録者を増やすことで人材の量の確保を図る。 本市主催の地域クラブ指導者研修を継続実施し、指導者の質の向上と一層の育成を推進する。 教師が地域クラブ活動の指導を希望する場合には、市教育委員会の兼職兼業許可を経て従事できるよう、教師の服務監督担当部署と連携することで、人材活用の柔軟性を高める。

(3)活動場所、移動手段の確保

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> 市立中学校等の体育館・グラウンド・校舎、市内の利用可能な運動可能施設、文化的活動が可能な施設を活用する想定だが、学校施設の開放状況、鍵の管理、セキュリティ、利用時間の調整など運用面での課題が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の開放、鍵管理・セキュリティ体制、利用時間の適正化などを関係機関と協議のうえ整備する。
<ul style="list-style-type: none"> 活動場所が遠距離になる場合の安全な移動手段の確保が課題となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠距離移動に対応する安全な移動手段のあり方を検討する。



(4)費用負担のあり方検討

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> ・認定地域クラブへの地域展開に伴い、指導者への報酬など費用負担が発生するため、公費負担と保護者負担のあり方を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担のあり方を国の新たなガイドラインを踏まえて検討する。

(5)生徒・保護者・学校・地域の意識改革

課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の学校・教師が中心となった部活動体制からの脱却が遅れており、「地域と学校が連携・協働」して生徒を支える持続可能な体制への転換に向けた意識改革が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の体制を見直す意識改革を進めるため、コーディネーターの活用や、市と学校と企業等を含む地域の連携・協働を前提とする新しい運用方針を積極的に情報発信して共有する。
<ul style="list-style-type: none"> ・部活動改革を推進するにあたり、行政・学校・地域・企業を含む関係者間の情報共有や協議が不足しており、ビジョンの共有や合意形成が不十分な状況がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動改革の方向性を検討するため、行政・文化芸術・スポーツ関係団体・学校代表・保護者代表などが相互に意見交換・情報共有を行う「部活動改革推進協議会」を開催する。

(6)持続可能な地域クラブ運営体制の構築

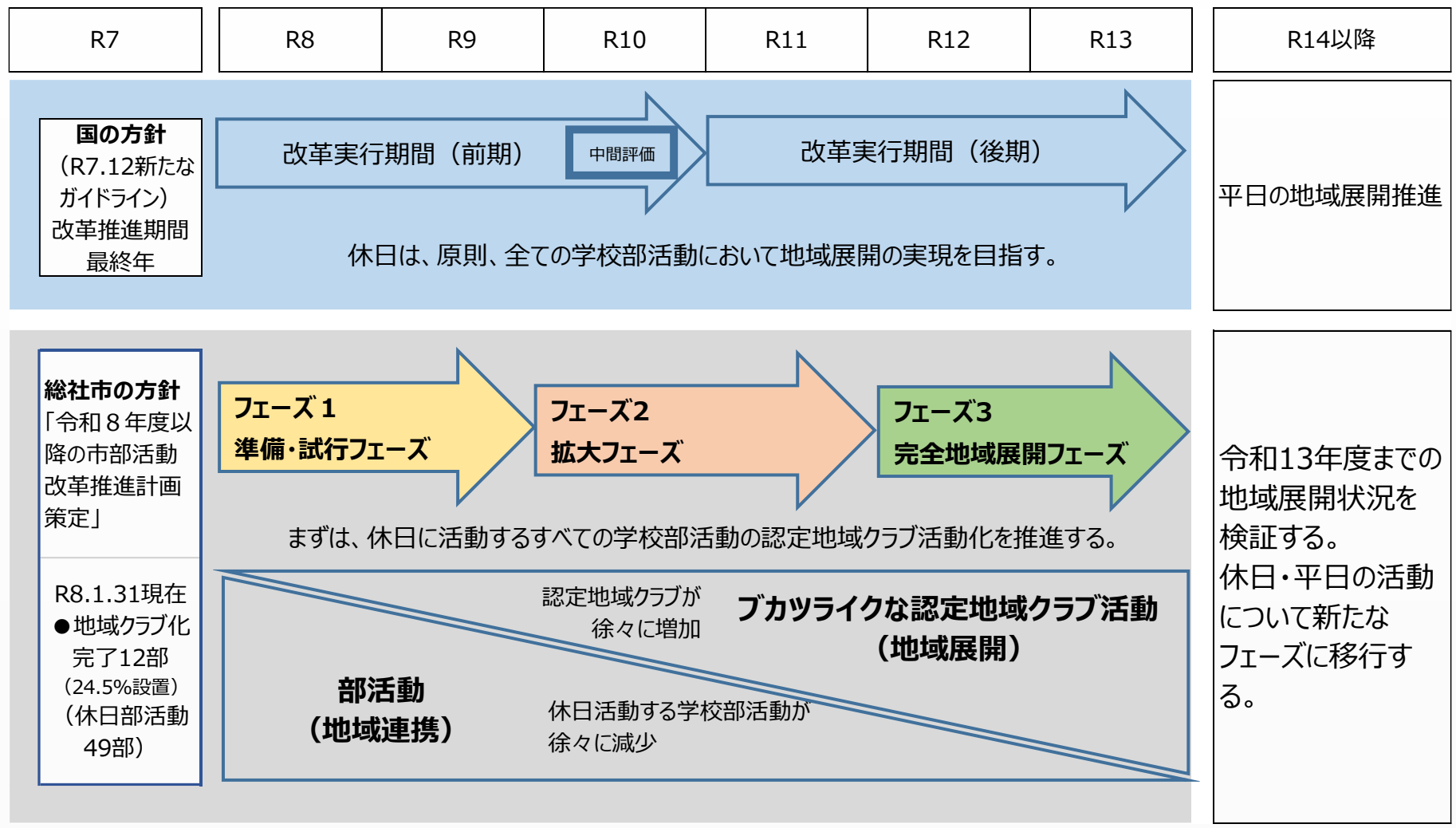
課 題	対 策
<ul style="list-style-type: none"> ・公費負担のみに依存する現行体制では、経済状況の変動や人口減少の影響を受けやすく、地域クラブの安定的な運営が困難になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブの運営体制に必要な基盤的な（人的・物的・財政的・情報）資源を地域全体で共有し、地域の貢献と還元による持続的な循環を生み出すという視点をもつことが重要である。 ・当面の間、自治体運営型の地域クラブ活動を実施するとともに、公費以外の財源確保を検討する。具体的には企業スポンサー、会費、寄附、助成金などの収入源を組み合わせて、安定的な財源基盤を構築する計画を立てる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンス機能や役割分担の曖昧さにより、統治機能・組織運営が十分に機能しない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会等による適切なガバナンス機能を整備し、経理・広報・指導といった分野ごとに専門部署・担当を明確化する。責任と権限を分散・標準化し、組織運営の透明性と効率を向上させる。



08 総社市部活動地域展開等のスケジュール

国は、部活動の地域展開について、令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」と定め、原則、休日の部活動を地域で実施することを目指している。

本市では急激な変化を緩和しながら、スムーズな地域展開を図るため、同期間を3段階のフェーズに分けて段階的に進めることとする。



総社市の地域展開計画(フェーズ1 R8～R9)

関係部署	フェーズ1での取組	R9年度末の目標値
部活動改革推進室 (教育委員会) 持続可能な 運営体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者の意識改革 ・広報に関する企画、立案 ○書類、事務手続きのDX化を研究 ○認定地域クラブへの支援内容の検討 ○地域指導者の確保 ○企業スポンサーや助成制度の活用等による財源確保策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーター2名配置 ○地域部活動支援員出退勤報告をDX化 ○地域指導者名簿登録者数 R7:98名 → R9:110名 ○企業スポンサー等による財源確保 指導者謝金の1%
認定地域クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○実施主体での運営体制構築 ○持続可能な実施主体とするための地域人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○各実施主体で組織的な運営体制の確立 ○クラブの代表者になりうる人材数 R7:5名 → R9:15名 ○認定地域クラブへの移行率 R7:24.5% → R9:51.0%
運動部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○拠点校部活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目数 R7:3種目 → R9:5種目
文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○平日のみ活動している学校部活動種目は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目 R7:2種目 → R9:2種目
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動の設置数を検討 ○学校部活動の終了時刻を検討 ○拠点校部活動の推進に向けた年間計画の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動設置数 運動部 R7:43団体 → R9:41団体 ○学校部活動終了時刻 R7:18時30分 → R9:18時00分
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・文化活動実施団体(地域クラブ、民間クラブ)の実態把握 	

【フェーズ1】重点取組

①拠点校部活動の推進

合同活動、拠点校部活動を推進し、その活動を起点に認定地域クラブ化を図る。

②地域指導者の確保

認定地域クラブの基盤となる地域人材を確保する。

③財源確保

持続可能な運営体制を構築するために、企業スポンサー等からの財源確保策を検討する。

令和10年度～令和11年度フェーズ2 拡大フェーズ

総社市の地域展開計画(フェーズ2 R10～R11)

関係部署	フェーズ2での取組	R11年度末の姿
部活動改革推進室 (教育委員会) 持続可能な 運営体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者管理システムの構築検討 ○地域指導者の確保(継続) ○企業スポンサーや助成制度の活用等による財源確保策を検討 ○学校施設開放事業の制度見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーター2名配置 ・地域部活動支援員出退勤報告をDX化 ○地域指導者名簿登録者数 R9:110名 → R11:130名 ○企業スポンサー等による財源確保 指導者謝金の1%
認定地域クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○実施主体での運営体制構築(継続・発展) ○持続可能な実施主体とするための地域人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的な指導体制の確立 ○クラブの代表者になりうる人材数 R9:15名 → R11:25名 ○認定地域クラブへの移行率 R9:51.0% → R11:71.4%
運動部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○拠点校部活動を推進(継続) ○拠点校部活動の認定地域クラブ化 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目数 R9:5種目 → R11:7種目
文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○平日のみ活動している学校部活動種目は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目 R9:2種目 → R11:2種目
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動の設置数を検討 ○学校部活動の終了時刻を検討 ○平日の学校部活動の実施日数を検討 ○放課後の生徒による主体的な活動導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動設置数 運動部 R9:41団体 → R11:39団体 ○学校部活動終了時刻 R9:18時00分 → R11:17時30分
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設開放事業の見直し検討 	

【フェーズ2】重点取組

①認定地域クラブ拡大

準備・試行フェーズでの取組をもとに、ニーズに応じた認定地域クラブ活動への地域展開を拡大する。

②受益者負担と公的負担のバランス検討

持続可能で安定した地域クラブ活動を実施するため、受益者負担と公的負担の割合を検討するとともに、引き続き財源確保に努める。

③学校施設開放事業の見直し

認定地域クラブの活動時間を確保するため、学校施設開放事業での優先利用要件について、他の利用者とのバランスを考慮しながら検討、見直しを行う。

総社市の地域展開計画(フェーズ3 R12～R13)

関係部署	フェーズ3での取組	R13年度末の姿
部活動改革推進室 (教育委員会) 持続可能な 運営体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・認定地域クラブ管理システムの構築 ・自立した運営団体構築準備 ○地域指導者の確保(継続) ○企業スポンサーや助成制度の活用等による財源確保策を検討 ○平日の認定地域クラブ活動の実施形態を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーター2名配置 <ul style="list-style-type: none"> ・認定地域クラブ管理運営の確立 ○地域指導者名簿登録者数 R11:130名 → R13:150名 ○企業スポンサー等による財源確保 指導者謝金の1%
認定地域クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○実施主体での運営体制構築(継続・発展) ○持続可能な実施主体とするための地域人材確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○休日活動する学校部活動のすべての団体を地域クラブ活動へ移行 クラブ代表者35名 ○認定地域クラブへの移行率 R11:71.4% → R13:100%
運動部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○拠点校部活動を推進(継続) ○拠点校部活動の認定地域クラブ化 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目数 R11:7種目 → R13:10種目
文化部	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ活動実施(継続・発展) ○認定地域クラブ活動の活動形態の研究 ○平日のみ活動している学校部活動種目は継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定地域クラブ実施種目 R11:2種目 → R13:2種目
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動の設置数を検討 ○学校部活動の終了時刻を検討 ○平日の学校部活動の実施日数を検討 ○放課後の生徒による主体的な活動導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校部活動設置数 運動部 R11:39団体 → R13:35団体 ○学校部活動終了時刻 R11:17時30分 → R13:17時00分
文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○自立した運営団体構築準備 	

【フェーズ3】重点取組

①持続可能な運営体制の構築

自治体運営型の地域クラブ運営を確立したうえで、令和14年度以降の運営体制について検討する。

②学校部活動のあり方検討

平日の認定地域クラブ活動への地域展開を見据え、社会情勢なども考慮しながら学校部活動のあり方を検討する。また、放課後の生徒主体の活動導入を検討する。

③財源確保策

持続可能な自立した運営体制構築のために、さらなる財源確保策を検討する。

参考資料

- 01 令和4年11月実施 そうじゃ子ども議会 17
- 02 生徒アンケート（令和7年度）結果の抜粋 18
- 03 保護者アンケート（令和6年度）結果の抜粋 19
- 04 教員アンケート（令和6年度）及び令和7年度調査結果 . . . 20
- 参考関連リンク 21

01 令和4年11月実施 そうじゃ子ども議会

令和4年11月「子ども議会」質問および答弁（抜粋）

Q1.活動時間について

今所属している部の活動ルールは、あまり変わってほしくないと思っている。地域移行後の活動時間はどのように変わるのか。

A1.現在の活動時間は、活動の効果や生徒の身体的負担などを考慮して設定されたもの。移行後も当面は今と変わらないと想定している。

Q2.活動グループについて

地域移行後も、今の部活動のメンバーと一緒に活動したいと思っている。今後の活動単位は学校ごとか、他校と合同になるのか。

A2.単独・合同のいずれかの形にするかは、生徒の意見を聞きながら部活動ごとに考えていく。希望に添えるよう体制整備を進める。

Q3.活動場所について

地域移行により、練習場所が遠くなる生徒もいると思う。休日だけ行う地域のスポーツクラブのようなものを作ればよいのではないか。

A3.休日だけの活動や枠組みにこだわらない地域クラブとしての活動も考える必要がある。各部活動の参加者のニーズを確認しながら検討する。

Q4.活動費用について

外部指導者に委託する場合、生徒の負担が増えないか不安がある。地域移行後、指導者の給料などはどのように支払うのか。

A4.生徒の負担は、できる限り少なくしたいと考えている。今後、市議会や関係者と協議し、具体的な方法を決めていきたい。

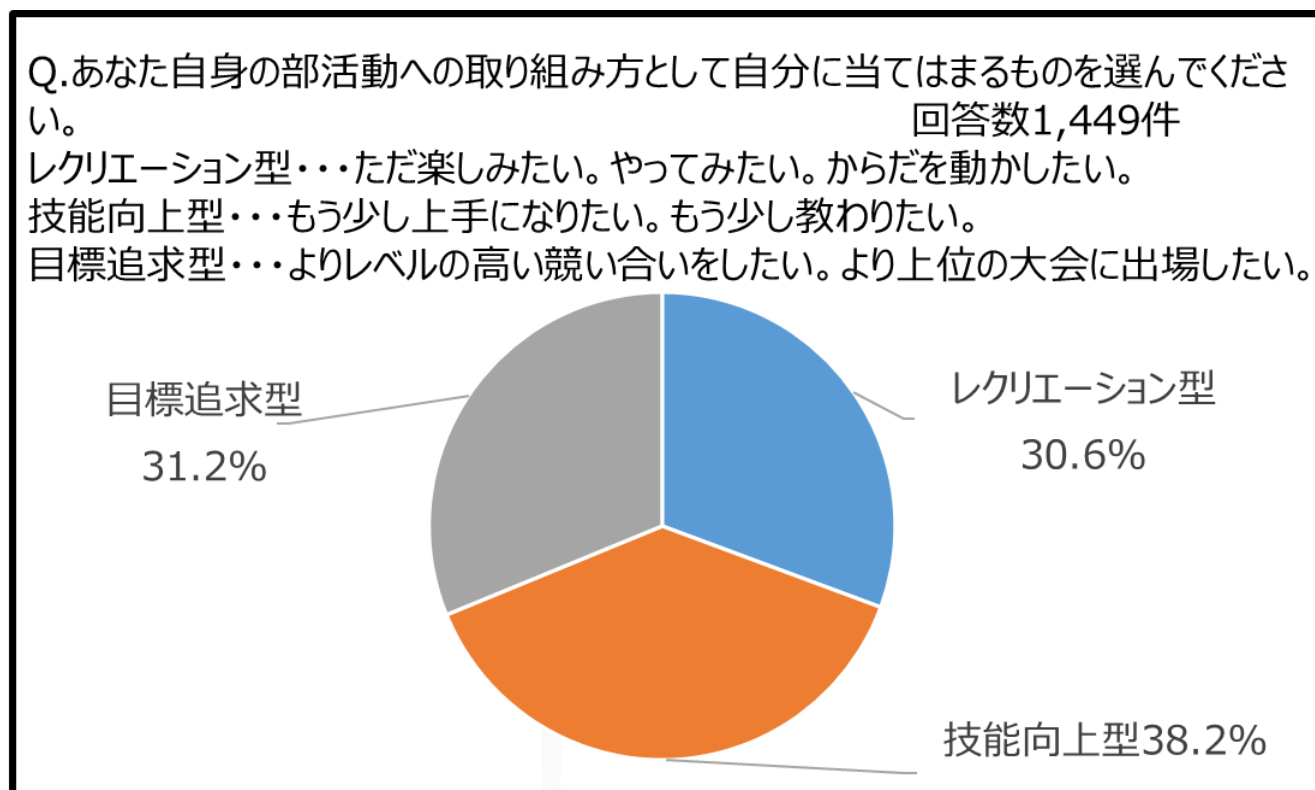
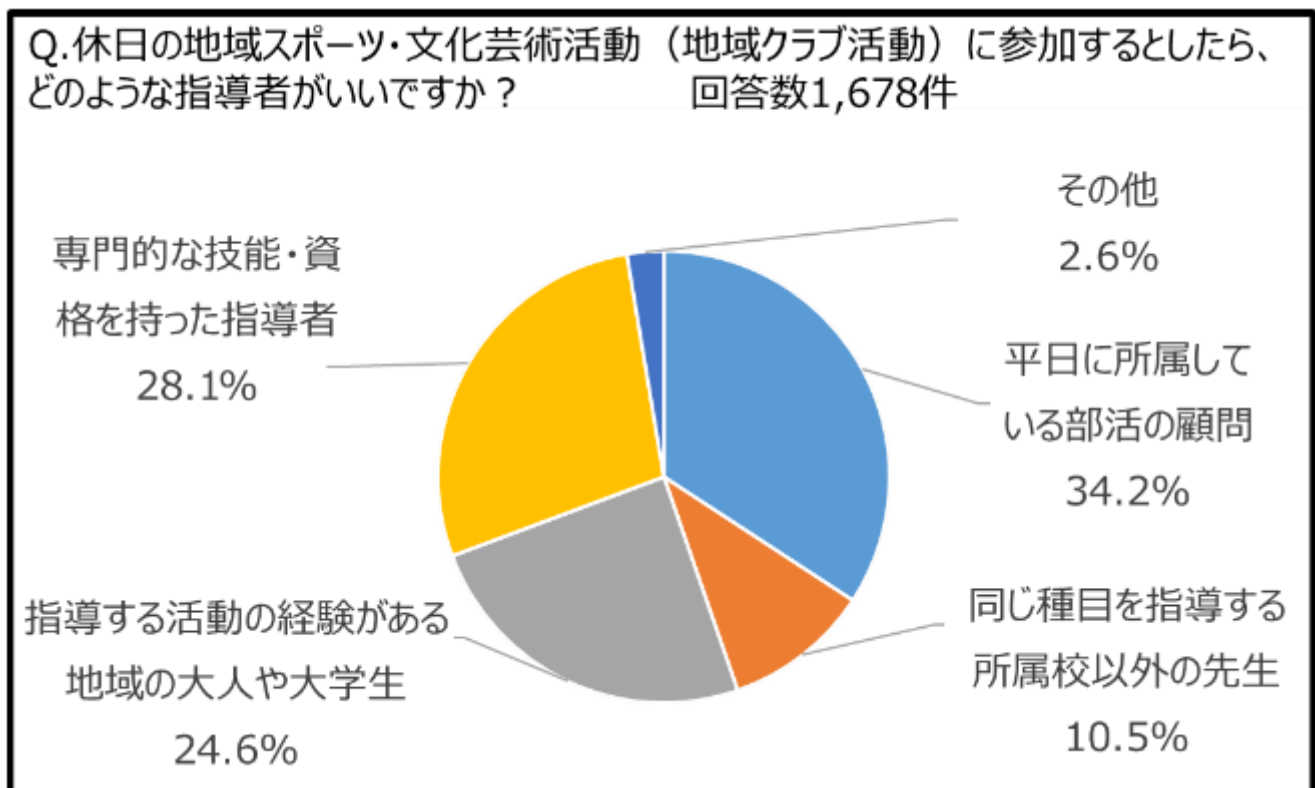
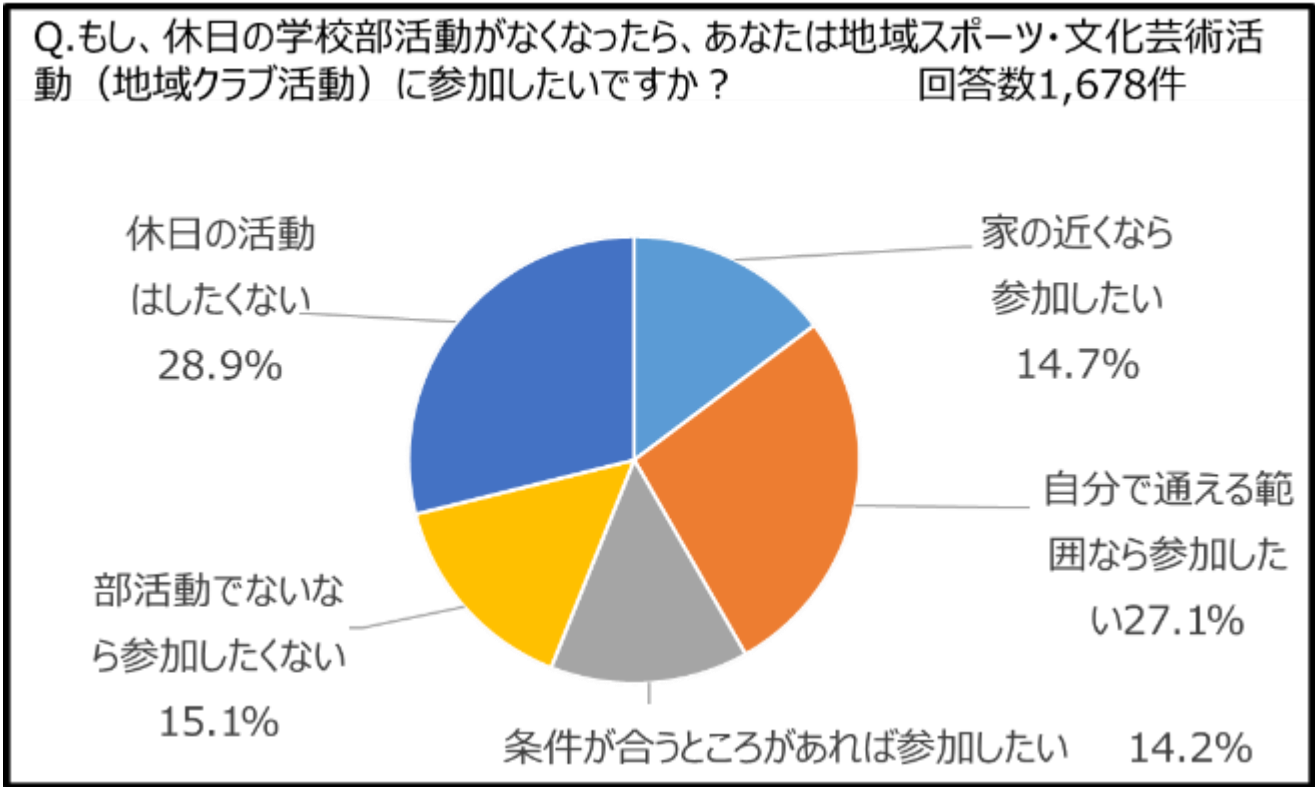
Q5.指導者について

新しい指導者が見つからない・足りないという場合、指導者不在の部は廃部になるのか。

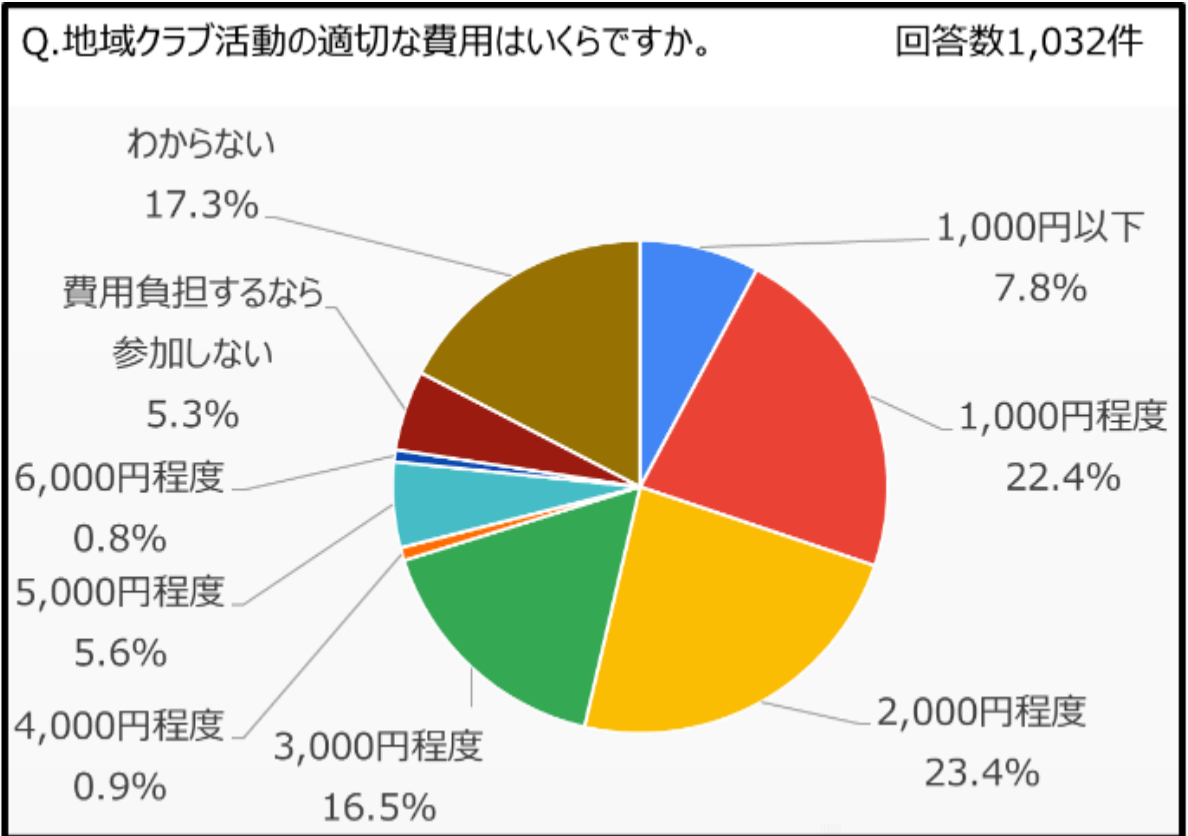
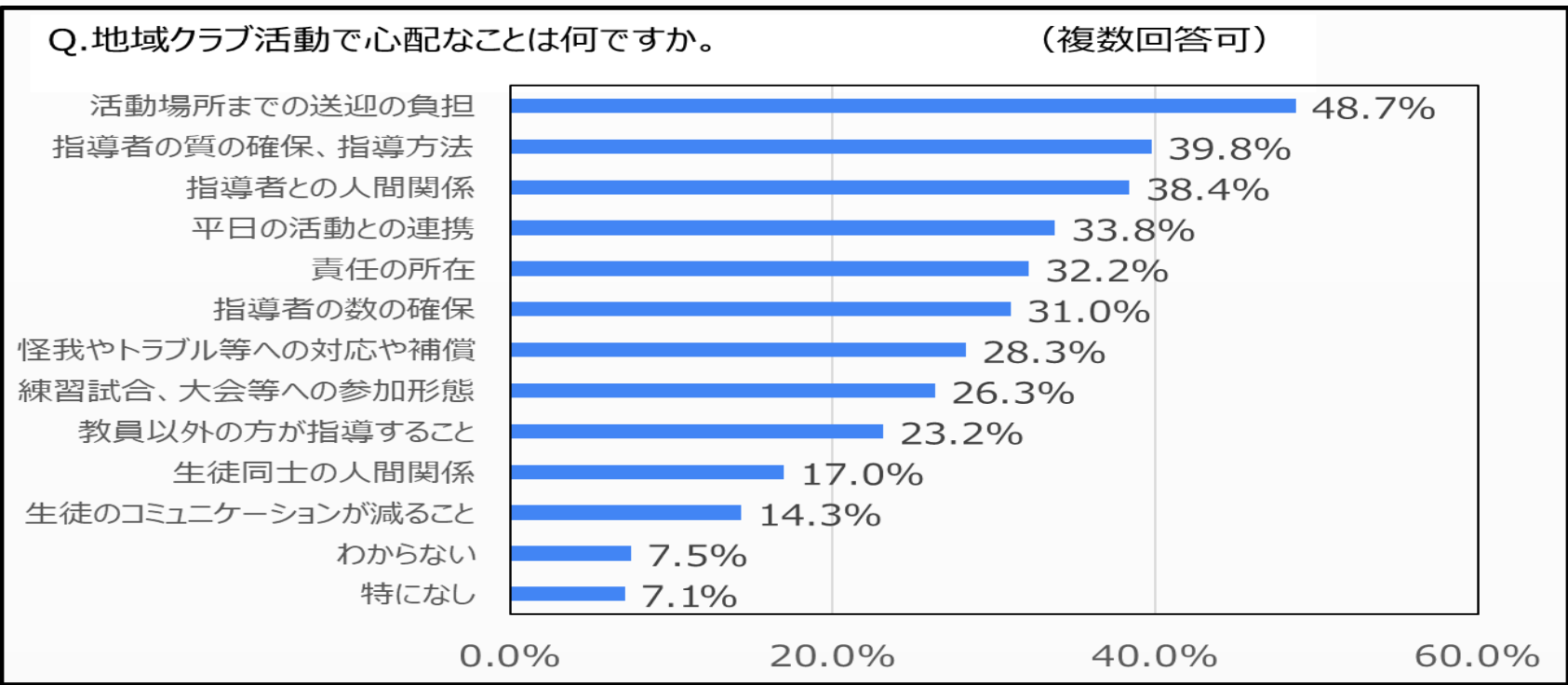
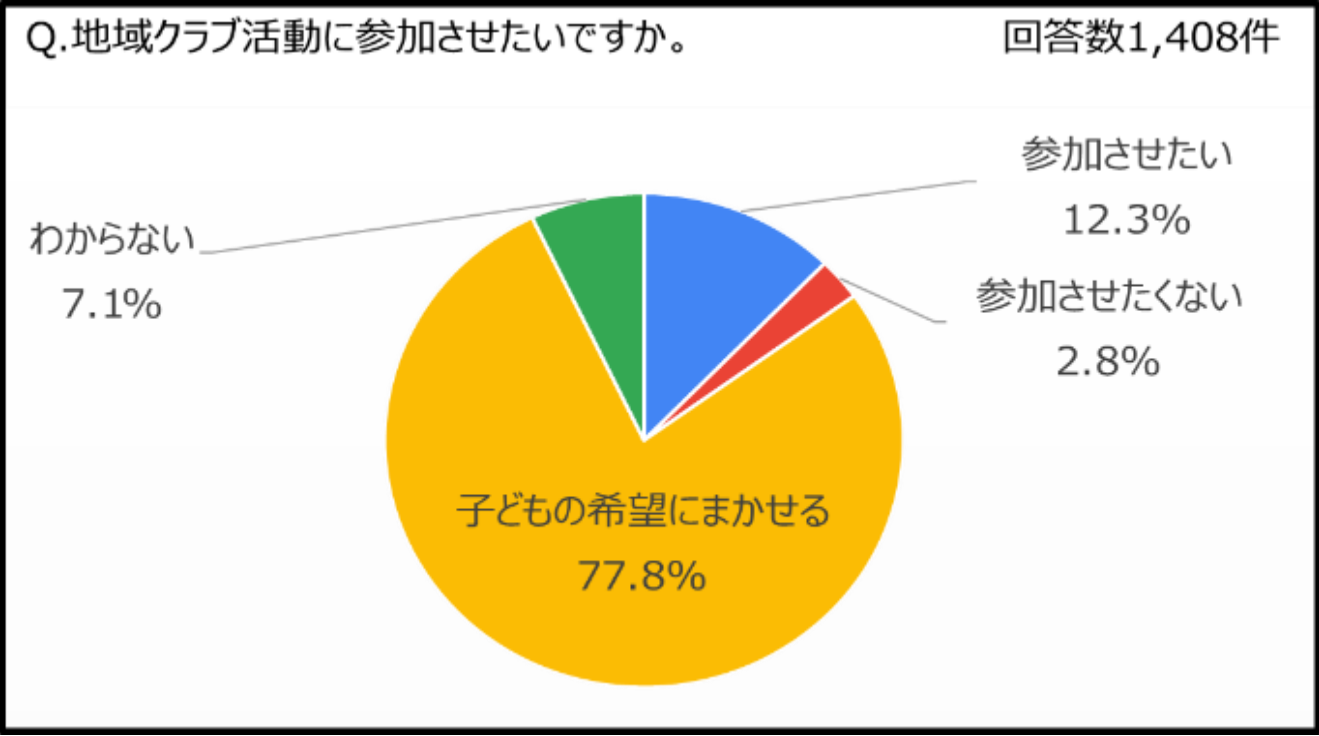
A5.希望する生徒がいる場合、既存の部活動の休止・廃部は避けたいと考えている。希望生徒が少数であったり、指導者が不足したりする場合は、複数の学校が合同で活動する可能性がある。



02 生徒アンケート（令和7年度）結果の抜粋

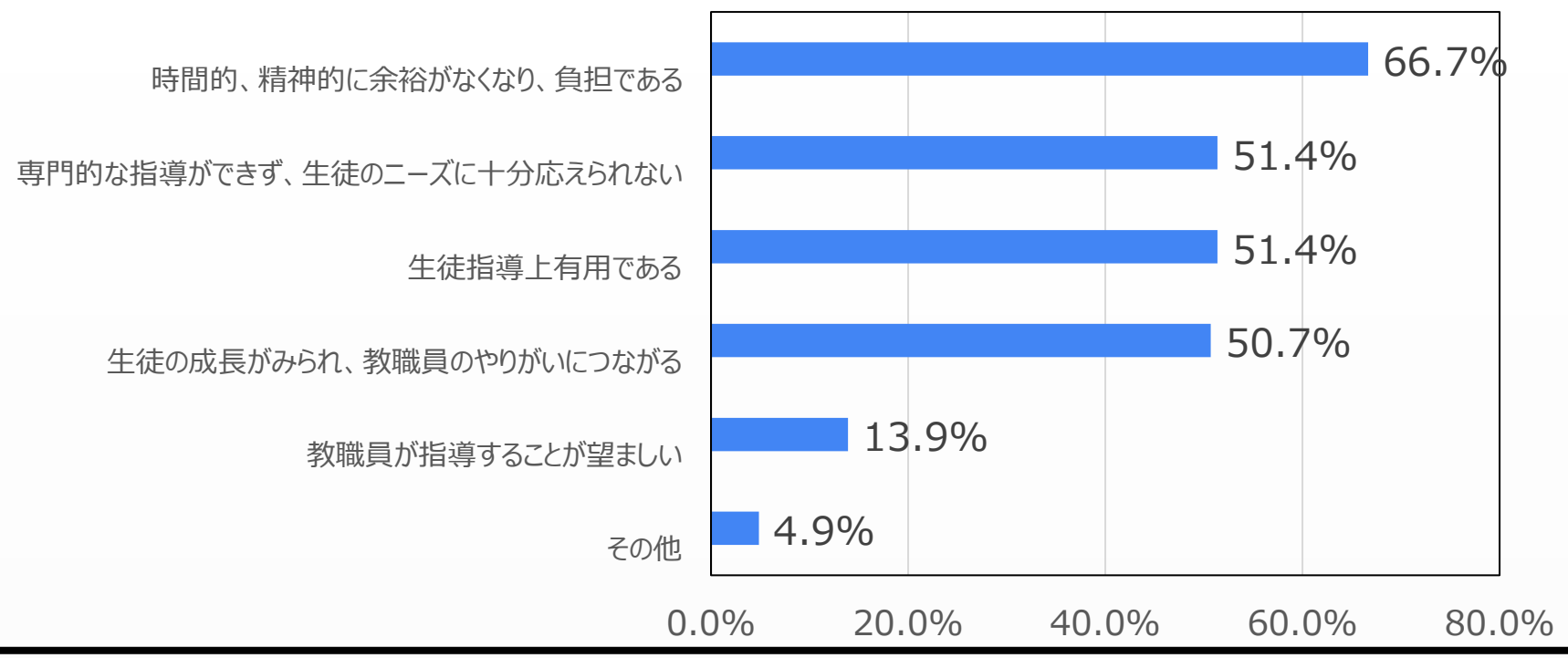


03 保護者アンケート（令和6年度）結果の抜粋



04 教員アンケート（令和6年度）及び令和7年度調査結果

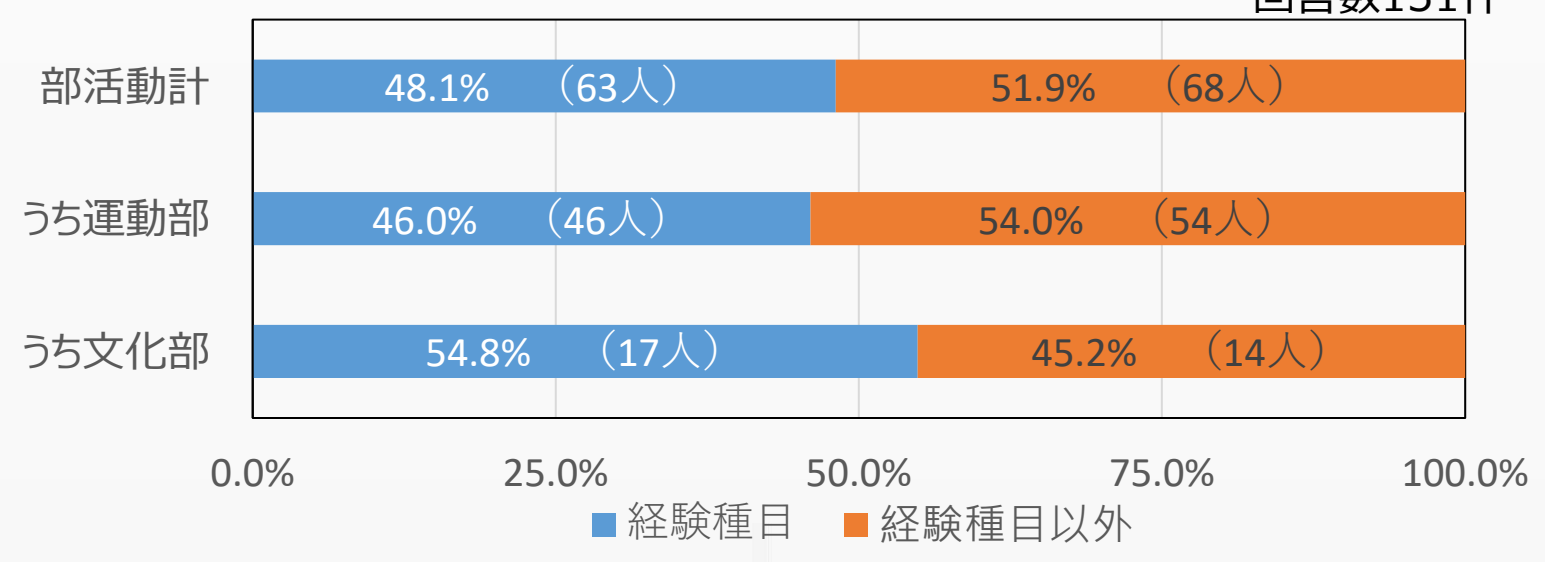
Q.教職員が学校部活動の指導を行うことについて、どう考えていますか。（複数回答可） 令和6年度



Q.地域の指導者として関わることについてどのように考えていますか。（令和7年度調査）
回答数176件

	希望する	条件が合えば希望する	どちらかといえば希望しない	希望しない	合計（人）
61歳以上	3	3	2	13	21
51歳～60歳	1	4	7	38	50
41歳～50歳	3	8	2	15	28
31歳～40歳	7	14	11	17	49
21歳～30歳	3	15	5	5	28
合計	17	44	27	88	176
割合	9.7%	25.0%	15.3%	50.0%	100.0%

Q.顧問を担当している部活動は経験種目か、経験種目以外か。（令和7年度調査）
回答数131件



参考関連リンク

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(文部科学省 令和7年12月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

- 部活動ポータルサイト

運動部

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

文化部

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
(令和7年5月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

- 教師等の兼職兼業について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

- 新たな地域クラブ活動構築に向けたガイドライン (岡山県 令和6年3月)

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/905580_8641151_misc.pdf

- 学校部活動、地域クラブ活動のあり方に関する方針 (総社市 令和7年4月)

https://www.city.soja.okayama.jp/bukatsu_suisinsitsu/tiikibukatudou/arikatahoushin.html

- 総社市地域部活動指導者募集 (総社市)

https://www.city.soja.okayama.jp/bukatsu_suisinsitsu/tiikibukatudou/chiiki_bukatsudou_s_hidousya_bosyu.html

- 拠点校部活動参加制度について (総社市)

https://www.city.soja.okayama.jp/bukatsu_suisinsitsu/tiikibukatudou/kyotenkoubukatsudou.html

ご質問などあれば
お気軽にご連絡ください。

.....

[所在地] 〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号
総社市教育委員会 部活動改革推進室
[電話番号]0866-92-8392
[email] bukatsu@city.soja.okayama.jp